

(新) 中央町第1公園整備・管理運営事業
実施協定書
(案)

<令和7年12月8日改訂>

令和7年10月
春日部市

目 次

第1章 総則.....	1
第1条（目的）.....	1
第2条（定義）.....	1
第3条（事業遂行の指針）.....	2
第4条（事業区域、事業内容及び手続き等）.....	2
第5条（乙の役割分担）.....	3
第6条（本事業の日程及び事業期間）.....	3
第7条（公租公課）.....	4
第8条（保険）.....	4
第9条（乙の組織）.....	4
第10条（認定公募設置等計画に基づく地位の承継の取扱い）.....	4
第11条（指定管理者の地位の承継の取扱い）.....	4
第12条（承継・再指定・許認可変更の同時進行）.....	4
第2章 公募対象公園施設の設計・整備.....	5
第13条（公募対象公園施設にかかる経費及び財産権）.....	5
第14条（設計）.....	5
第15条（設計の変更又は修正）.....	5
第16条（施工計画書等）.....	5
第17条（工事責任者の設置）.....	5
第18条（工事）.....	6
第19条（許可等）.....	6
第20条（説明及び立会いの要求）.....	6
第21条（乙による完成検査）.....	6
第22条（甲による完了検査）.....	7
第23条（工期の延長）.....	7
第24条（工事の一時中止）.....	7
第25条（工事中に第三者に与えた損害）.....	7
第26条（工事監理業務の実施）.....	7
第27条（工事監理報告書の提出）.....	8
第3章 特定公園施設の設計・整備.....	8
第28条（設計等）.....	8
第29条（設計等の変更又は修正）.....	8
第30条（施工計画書等）.....	8
第31条（工事責任者の設置）.....	8
第32条（工事）.....	9
第33条（説明及び立会いの要求）.....	9
第34条（乙による完成検査）.....	9

第35条（甲による完了検査）	9
第36条（部分払）	9
第37条（工期の延長）	10
第38条（工事の一時中止）	10
第39条（工事中に第三者に与えた損害）	10
第40条（工事監理業務の実施）	11
第41条（工事監理報告書の提出）	11
第4章 特定公園施設の譲渡	11
第42条（所有権移転及び譲渡）	11
第43条（契約不適合）	11
第5章 公募対象公園施設の管理運営	11
第44条（公募対象公園施設の設置管理許可等手続き）	11
第45条（維持管理及び運営）	12
第46条（許可の更新）	13
第47条（許可の取消し）	13
第6章 特定公園施設の管理運営	13
第48条（特定公園施設の管理運営業務）	13
第7章 利便増進施設の設置及び管理運営	13
第49条（利便増進施設の設置及び管理運営）	13
第8章 認定計画提出者の責務と行為の制限等	14
第50条（乙の遵守事項）	14
第51条（管理運営等）	14
第52条（安全対策及び事故等への対応）	14
第53条（行為の制限）	15
第54条（私権の制限）	15
第55条（第三者の使用）	15
第56条（事業の調査等）	16
第57条（委託等の禁止等）	16
第58条（著作権の侵害の防止）	16
第59条（特許権等の使用）	16
第9章 事業実施にあたっての費用区分等	17
第60条（リスク分担）	17
第61条（損害賠償等）	17
第62条（第三者に与えた損害）	17
第63条（地震等による損害）	17
第64条（契約不適合）	17
第10章 事業報告及び評価、事業内容の変更、中止等	17
第65条（事業の報告及び評価）	17
第66条（事業内容の変更、一時中止等）	18

第 67 条（暴力団員による不当要求を受けた場合の報告等）	18
第11章 協定の解除等	18
第 68 条（甲による協定の解除等）	18
第 69 条（甲乙の合意による協定の解除等）	19
第 70 条（協定の解除等の公表）	19
第 71 条（認定公募設置等の認定取消し）	19
第12章 原状回復の義務	20
第 72 条（原状回復の義務）	20
第13章 補則	20
第 73 条（契約の保証）	20
第 74 条（届出義務）	21
第 75 条（納税義務の履行）	22
第 76 条（秘密情報）	22
第 77 条（請求、通知等の様式その他）	23
第 78 条（管轄裁判所）	23
第 79 条（補則）	23
別表 1 春日部市（新）中央町第1公園公募設置等指針 リスク分担表	25
別紙 1 事業区域	32
別紙 2 事業日程（第6条関係）	33
別紙 3 乙が付す保険（第8条関係）	34
別紙 4 設計図書等（第14条、第28条関係）	35

(新) 中央町第1公園整備・管理運営事業 実施協定書（案）

春日部市（以下、「甲」という。）と、●●●●（以下、「乙」という。）は、(新) 中央町第1公園整備・管理運営事業（以下「本事業」という。）の実施に関する必要な事項を定めるため、次とのおり実施協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、甲乙が相互に協力し、本事業を確実かつ円滑に推進するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「協定関係書類」とは、本協定、(新) 中央町第1公園施設建設・譲渡契約（以下、「建設・譲渡契約」という。）、(新) 中央町第1公園整備・管理運営事業指定管理基本協定（以下、「指定管理基本協定」という。）、設置等指針等、(新) 中央町第1公園指定管理者募集要項、認定公募設置等計画、春日部市都市公園の管理運営に係る事業計画書及び設計図書等をいう。
- (2) 「設置等指針」とは、甲が本事業に関する募集手続きにおいて公表した(新) 中央町第1公園整備・管理運営事業公募設置等指針及びこの質問回答書をいう。
- (3) 「設置等指針等」とは、甲が本事業に関する募集手続きにおいて公表した設置等指針、(新) 中央町第1公園整備・管理運営事業要求水準書（以下、「要求水準書」という。）及び(新) 中央町第1公園指定管理業務仕様書などの一切の資料（添付資料を含む。）及び当該資料に係る質問回答書の書類をいい、その後の変更を含む。
- (4) 「事業区域」とは、別紙1に示す区域をいう。
- (5) 「認定公募設置等計画」とは、都市公園法（昭和31年法律第79号）（以下、「法」という。）第5条の5第1項により認定された公募設置等計画をいい、乙が設置等指針等に基づき、甲に提出した公募設置等計画及び付随する一切の書類をいう。
- (6) 「公募対象公園施設」とは、認定公募設置等計画に従い法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設として、乙が設置・所有して管理運営する公園施設（当該施設に付帯する設備を含む。）をいう。
- (7) 「特定公園施設」とは、認定公募設置等計画に従い法第5条の2第2項第5号に規定する特定公園施設として、乙が認定公募設置等計画に基づき設計、建設、工事監理、譲渡を行い、管理運営する公園施設をいう。
- (8) 「利便増進施設」とは、乙が認定公募設置等計画に基づき設置・所有して管理運営する自転車駐車場・看板・広告塔をいう。
- (9) 「設置許可」とは、法第5条の規定に基づき、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を

設置することを公園管理者が認め、与える許可をいう。

- (10) 「管理許可」とは、法第5条の規定に基づき、公園管理者以外の者が都市公園の公園施設を管理することを公園管理者が認め、与える許可をいう。
- (11) 「設置管理許可」とは、法第5条の規定に基づき、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設置又は、都市公園の公園施設を管理することを公園管理者が認め、与える許可の総称をいう。
- (12) 「占用許可」とは、法第6条の規定に基づき、都市公園に公園施設以外の物件を設けて占用することを公園管理者が認め、与える許可の総称をいう。
- (13) 「行政財産目的外使用許可」とは、春日部市行政財産使用規則（平成17年規則第133号）第2条の規定に基づき、行政財産を使用することを行政財産の管理者が認め、与える許可をいう。
- (14) 「特定公園施設建設・譲渡契約」とは、甲と乙が別途契約する特定公園施設の建設・譲渡に関する契約をいう。
- (15) 「指定管理者」とは、地方自治法第244条の2に基づき、甲が議会の議決を経て指定した者をいう。
- (16) 「組織再編等」とは、合併、会社分割、事業譲渡、持株会社体制への移行その他管理主体に実質的変更をもたらす行為をいう。

(事業遂行の指針)

第3条 乙は、法令等を遵守し、協定関係書類に従い、本事業を実施する。

- 2 本協定、設置等指針等及び認定公募設置等計画の内容に矛盾又は齟齬がある場合、本協定、設置等指針等、認定公募設置等計画の順にその解釈が優先する。
- 3 前項の規定にかかわらず、認定公募設置等計画に記載された性能又は水準が、要求水準書に記載された性能又は水準を上回るときは、その限度で認定公募設置等計画の内容が優先する。

(事業区域、事業内容及び手続き等)

第4条 乙は、埼玉県春日部市中央六丁目地内に位置する（新）中央町第1公園において、認定公募設置等計画に基づき、本協定締結後、次の各号の業務について、甲及び関係機関等との協議を経て内容を確定し、業務を行うものとする。なお、本協定の中の「本事業」とは、これら一連の業務全てをいう。

- (1) 公募対象公園施設の設置業務及び管理運営業務
 - (2) 特定公園施設の設計業務、建設業務、工事監理業務、譲渡業務、管理運営業務
 - (3) 公園施設（公募対象公園施設を除く。）の管理運営業務
 - (4) 利便増進施設の設置業務及び管理運営業務
- 2 乙は、前項の業務を行うにあたって、業務に着手する前に、次表に定める手続きを行わなければならない。

業務内容	業務着手までに必要な手続き
公募対象公園施設の設置業務 及び管理運営業務	公募対象公園施設の設計図書等、事業計画書及び工事工程表に係る甲の承諾 公園設置前にあっては、公募対象公園施設の行政財産目的外使用許可の取得 公園設置後にあっては、公募対象公園施設の設置管理許可の取得
特定公園施設の設計業務	一
特定公園施設の建設業務	建設・譲渡契約の締結 特定公園施設の設計図書等及び工事工程表に係る甲の承諾 公園設置前にあっては、特定公園施設の行政財産目的外使用許可の取得
特定公園施設の譲渡業務	建設・譲渡契約の締結
特定公園施設の管理運営業務	指定管理基本協定の締結
利便増進施設の設置及び管理運営業務	利便増進施設の設計図書等、事業計画書及び工事工程表に係る甲の承諾 公園設置前にあっては、利便増進施設の行政財産目的外使用許可の取得 公園設置後にあっては、利便増進施設の占用許可の取得

(乙の役割分担)

第5条 乙は、以下の分担に従って本件業務を実施する。

業務名	担当法人
(公募対象公園施設に関する業務)	
① 公募対象公園施設の設置業務	
② 公募対象公園施設の管理運営業務	
(特定公園施設に関する業務)	
③ 特定公園施設の設計・建設・及び工事監理業務	
④ 特定公園施設の譲渡業務	
⑤ 公園施設(公募対象公園施設を除く。)の管理運営業務	
⑥ 利便増進施設の設置	
⑦ 利便増進施設の管理運営業務	

2 前項の規定にかかわらず、乙は、協定関係書類に基づく乙の義務を連帶して履行する責任を負う。

(本事業の日程及び事業期間)

第6条 乙は、別紙2に従って、本件業務を実施するものとする。

- 2 本協定の有効期間（以下、「事業期間」という。）は、本協定締結日から第72条に規定する原状回復が完了するまでとする。
- 3 前項の事業期間の終了日は、次に定める場合、甲が定め、別途、乙に通知するものとする。
 - (1) 設置許可又は管理許可が取り消された場合
 - (2) 設置許可又は管理許可を更新しない場合
 - (3) 事業を途中で中止する場合

（公租公課）

第7条 本事業に関連して生じる公租公課は、乙の負担とする。

（保険）

第8条 乙は、別紙3に規定する保険を付保し、保険料を負担するものとする。

- 2 乙は、工事着手までに、別紙3第1項に規定する保険証書の写し又はこれに代わるものを作成し提出しなければならない。
- 3 乙は、管理運営開始までに、別紙3第2項に規定する保険証書の写し又はこれに代わるものを作成し提出しなければならない。

（乙の組織）

第9条 乙が共同事業体である場合、公募時に甲に提出した「〇〇〇〇共同事業体協定書」に基づき、組織を適切に運営するものとする。

（認定公募設置等計画に基づく地位の承継の取扱い）

- 第10条 乙は、法第5条8の規定に基づき甲の承認を受けて、認定公募設置等計画の認定に基づく地位を第三者に承継することができる。
- 2 前項の地位の承継がなされたときは、承継受領者は当該認定の地位を承継し、本協定における認定公募設置等計画部分に関する権利義務を包括的に引き継ぐ。

（指定管理者の地位の承継の取扱い）

- 第11条 指定管理者の主体を変更しようとするときは、原則として、公募・選定を経て議会の議決による再指定が必要となる。
- 2 前条の承継がなされた場合であっても、前項の規定のとおりとなる。
 - 3 指定管理者の主体の商号変更、本店移転、役員変更その他法人格の存続を前提とする軽微な変更で管理運営に重大な影響を及ぼさない場合は、事前の届出をもって可とする。
 - 4 前項の場合において、甲が必要と認めるときは、乙に対して追加資料の提出、条件付承認又は本協定の変更を求めることができる。

（承継・再指定・許認可変更の同時進行）

第12条 乙は、法第5条の8に基づく、認定公募設置等計画の認定に基づく地位の承継を予定

する場合、必要に応じて、次の手続を相互に整合させ、並行して実施しなければならない。

- (1) 指定管理者の再指定に係る公募・選定・議会議決の準備
- (2) 法第5条及び第6条の許可の名義変更又は変更許可手続
- (3) 行政財産目的外使用許可の名義変更又は変更許可手続

第2章 公募対象公園施設の設計・整備

(公募対象公園施設にかかる経費及び財産権)

第13条 公募対象公園施設の設計・建設・工事監理業務に係る全ての費用（資金調達が必要な場合はこれも含む。）及び手数料等の一切の経費は、乙が負担する。

2 本事業において、乙が設置する公募対象公園施設の財産権は、乙に帰属する。

(設計)

第14条 乙は、設置等指針等及び認定公募設置等計画に基づき、関係法令等を遵守し、設計を行わなければならない。また、設計完了後、別紙4の設計図書等を甲に提出するものとする。

2 設計にあたり、必要な調査や法令等に係る手続きは、乙の負担とする。
3 乙は、施設の設計に関する一切の責任を負うものとする。
4 甲は、施設の設計の状況について、隨時、乙から報告を求めることができる。

(設計の変更又は修正)

第15条 甲は、前条第1項の設計図書等を確認し、設置等指針等及び認定公募設置等計画との不整合又は関係法令等への抵触等の合理的な理由に基づき、当該設計図書等に変更又は修正すべき点がある場合には、変更又は修正を指示することができる。

2 前項の規定により設計図書等を変更又は修正する場合は、乙が当該費用を負担するものとする。ただし、当該設計変更又は修正が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲が、当該費用を負担するものとする。

(施工計画書等)

第16条 乙は、公募対象公園施設の整備工事着手の1週間前までに施工計画書及び週間工程表を作成し、甲に提出するものとする。

2 前項の施工計画書には、公募対象公園施設の整備工事期間、工事着手日、工事完成予定日、営業開始日、工事全体工程表及び各工程における施工方法を示すものとする。
3 甲及び乙は、前項の施工計画書及び週間工程表について、必要があると認められる場合には、内容の変更に関する協議を行うことができる。

(工事責任者の設置)

第17条 乙は、公募対象公園施設の整備工事着手までに、工事責任者を設置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、工事現場の運営・監理を行い、甲に工事現場に係る必要な報告を行うほか、工事現場に係る甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある

場合を除き、これを遂行する責務を負う。

(工事)

- 第18条 乙は、第14条に規定する設計図書等の提出後、設計図書等並びに第16条に規定する施工計画書及び週間工程表にしたがって、公募対象公園施設の整備工事を行うものとする。
- 2 乙は、公募対象公園施設の工事着手までに、設計図書等、施工計画書及び週間工程表（以下、「公募対象公園施設事業計画書」という。）を甲に提出し、承諾を得なければならない。
- 3 甲は、提出された公募対象公園施設事業計画書を審査し、本協定の趣旨に合致していれば承諾するものとする。
- 4 工事実施にあたり、必要な調査や法令等に係る手続きは、乙の負担とする。

(許可等)

- 第19条 乙は、公募対象公園施設の整備工事着手までに、工事期間の行政財産目的外使用許可を得るものとする。
- 2 乙は、公園設置にあわせて、公募対象公園施設の設置管理許可を得るものとする。
- 3 乙が甲に支払う公園設置後の設置管理許可使用料は、乙が認定公募設置等計画に基づき提案した、公募対象公園施設に係る設置管理許可使用料とする。
- 4 前項により、乙が支払う設置管理許可使用料の対象となる面積は、公募対象公園施設の面積とする。ただし、設置管理許可の内容変更に伴い、その対象となる面積の変更が生じた場合は、変更後の面積とする。
- 5 乙は、事業年度ごとに甲が発行する納入通知書により納期限内に設置管理許可使用料を納付するものとする。
- 6 第4項の対象となる面積、その使用料の端数処理、並びに前項の日数の端数処理については、春日部市都市公園条例（平成17年10月1日条例第150号。以下、「条例」という。）の規定によるものとする。

(説明及び立会いの要求)

- 第20条 甲は、公募対象公園施設の整備状況等、甲が必要とする事項について、必要に応じて、乙に対して説明及び立会いを求めることができる。
- 2 前項に規定する説明及び立会いの結果、整備状況が設計図書等の内容を逸脱していると甲が判断した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙は、やむをえない事由がある場合を除き、これに従わなければならない。
- 3 甲は、公募対象公園施設の整備工事期間中、事前の通知無しに公募対象公園施設の整備工事に立会うことができる。

(乙による完成検査)

- 第21条 乙は、自己の責任及び費用において、公募対象公園施設の完成検査を行うものとする。乙は、甲に対し、公募対象公園施設の完成検査の日程を事前に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による完成検査に立ち会うことができる。

3 乙は、公募対象公園施設の工事完成予定日までに、前項の規定による完成検査を終了させ、終了後、甲に対し完成通知を提出するものとする。

(甲による完了検査)

第22条 甲は、乙から前条第3項に規定する完成通知を受けた場合、14日以内に公募対象公園施設の整備工事の完了検査を実施するものとする。

- 2 完了検査の結果、公募対象公園施設の整備工事の状況が設計図書等の内容を逸脱していると甲が判断した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができる。この場合、乙はこれに従わなければならず、当該是正の完了後速やかに、甲には是正の完了を報告するものとする。
- 3 甲は、前項のは是正の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。
- 4 前項の再度の完了検査は、第1項及び第2項の規定を準用して行うものとする。この場合において、第1項中「前条第3項に規定する完成通知」とあるのは「是正の完了の布告」と読み替えて適用するものとする。

(工期の延長)

第23条 乙は、天候の不良、関連工事の調整への協力その他自己の責めに帰すことのできない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、甲に対して工期の延長を請求することができる。甲は、乙と協議の上、合理的な工事期間を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

(工事の一時中止)

第24条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、公募対象公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項の規定により整備工事の全部又は一部の施工を中止させた場合、必要があると認めるときは工期を延長することができる。
- 3 甲は、第1項により整備工事の全部又は一部の施工を中止させた場合において、整備工事の施工の中止又はその続行に起因して乙に生じた合理的な増加費用（整備工事の続行に備え工事現場を維持するための費用並びに労働者及び建設機械器具等を保持するための費用を含む。）を負担する。ただし、当該中止の原因又は端緒が乙の責めに帰すべき事由に基づく場合には、この限りでない。

(工事中に第三者に与えた損害)

第25条 乙が、公募対象公園施設の整備に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対する損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は、損害の内容等を甲に報告しなければならない。

(工事監理業務の実施)

第26条 乙は、自らの責任及び費用負担において、公募対象公園施設の整備工事にかかる工事監理業務を行うものとし、工事監理業務に関する一切の責任を負担する。

(工事監理報告書の提出)

第27条 乙は、公募対象公園施設の整備工事の実施中、協定関係書類の定めるところに従い、甲と協議の上、甲の定める期限までに工事監理業務に関する記録簿を工事監理報告書（月報）として作成し、甲に提出しなければならない。

第3章 特定公園施設の設計・整備

(設計等)

第28条 乙は、本協定の締結日から速やかに特定公園施設の設計業務に着手しなければならない。

- 2 乙は、設置等指針等及び認定公募設置等計画に基づき、関係法令等を遵守し、設計業務及び工事監理業務を行わなければならない。また、設計業務完了後、別紙4の設計図書等を甲に提出の上、承諾を受けなければならない。
- 3 前項の設計業務及び工事監理業務の対価は、設計業務●●●●円、工事監理業務●●●●円とする。
- 4 第2項の設計業務及び工事監理業務に係る期間は、設計業務令和●年●月●日から令和●年●月●日まで、工事監理業務令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。
- 5 設計にあたり、必要な調査や法令等に係る手続きは、乙の負担とする。
- 6 乙は、施設の設計に関する一切の責任を負うものとする。
- 7 甲は、施設の設計の状況について、隨時、乙から報告を求めることができる。

(設計等の変更又は修正)

第29条 甲は、前条第2項の設計図書等を確認し、設置等指針等及び認定公募設置等計画との不整合又は関係法令等への抵触等の合理的な理由に基づき、当該設計図書等に変更又は修正すべき点がある場合には、変更又は修正を指示することができる。

- 2 前項の規定により設計図書等を変更又は修正する場合は、乙が当該費用を負担するものとする。ただし、当該設計変更又は修正が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲が、当該費用を負担するものとする。

(施工計画書等)

第30条 乙は、特定公園施設の整備工事着手までに施工計画書（特定公園施設の整備工事期間、工事全体工程表及び各工程における施行方法についての計画を含む。）及び週間工程表を作成し、特定公園施設の工事着手日の1週間前までに、甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。

- 2 甲及び乙は、前項に規定する施工計画書及び週間工程表について、必要があると認められる場合には、内容の変更に関する協議を行うことができる。

(工事責任者の設置)

第31条 乙は、特定公園施設の整備工事着手に、工事責任者を設置し、甲に報告しなければな

らない。工事責任者は、工事現場の運営・監理を行い、甲に工事現場に係る必要な報告を行うほか、工事現場に係る甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

(工事)

第32条 乙は、第28条に規定する設計図書等、設計図書等並びに第16条に規定する施工計画書及び週間工程表にしたがって、特定公園施設の整備工事を行うものとする。

- 2 乙は、第28条に規定する設計図書等に基づき、特定公園施設整備工事を行うものとする。
- 3 工事実施にあたり、必要な調査や法令等に係る手続きは、乙の負担とする。

(説明及び立会いの要求)

第33条 甲は、特定公園施設の整備状況等、甲が必要とする事項について、隨時、乙に対して説明及び立会いを求めることができる。

- 2 前項に規定する説明及び立会いの結果、整備の状況が設計図書等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙は、やむをえない事由がある場合を除き、これに従わなければならない。
- 3 甲は、特定公園施設の整備工事期間中、事前の通知なしに特定公園施設の整備に立ち会うことができる。

(乙による完成検査)

第34条 自己の責任及び費用において、特定公園施設の工事完成検査を行うものとする。乙は、甲に対し、特定公園施設の完成検査の日程を実施日の14日前までに通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による完成検査に立ち会うことができる。
- 3 乙は、甲に対し、特定公園施設の工事完成予定日までに、第1項の規定による完成検査の結果を報告し、完成通知を提出するものとする。

(甲による完了検査)

第35条 甲は、前条第3項に規定する通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に乙の立会いの上、特定公園施設の完了検査を実施するものとする。

- 2 前項の完了検査により合格と認められる場合、甲は、乙に対して速やかに、完了検査通知書の発行を行う。
- 3 前項の規定による完了検査の結果、特定公園施設の整備状況が設計図書等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。
- 4 甲は、前項のは正の完了報告を受けた後、再度、完了検査を実施するものとする。

(部分払)

第36条 乙は、工事の完成前に、出来形部分に相応する譲渡の対価に相当する額の10分の9以内の額について、3回を限度として次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求するこ

とができる。

- 2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を甲に請求しなければならない。
- 3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、設計図書等に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 5 乙は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の譲渡の対価に相当する額は、甲と乙とが協議して定める。ただし、甲が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
部分払金の額≤第1項の譲渡の対価に相当する額×(9／10－前払金額／譲渡の対価に相当する額)
- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「譲渡の対価に相当する額」とあるのは「譲渡の対価に相当する額から既に部分払の対象となった譲渡の対価に相当する額を控除した額」とするものとする。

(工期の延長)

第37条 乙は、天候の不良、関連工事の調整への協力その他自己の責めに帰すことのできない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、甲に対して工期の延長を請求することができる。甲は、乙と協議の上、合理的な工事期間を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

(工事の一時中止)

第38条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、特定公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項の規定により整備工事の全部又は一部の施工を中止させた場合、必要があると認めるときは工期を延長することができる。
- 3 甲は、第1項により整備工事の全部又は一部の施工を中止させた場合において、整備工事の施工の中止又はその続行に起因して乙に生じた合理的な増加費用（整備工事の続行に備え工事現場を維持するための費用並びに労働者及び建設機械器具等を保持するための費用を含む。）を負担する。ただし、当該中止の原因又は端緒が乙の責めに帰すべき事由に基づく場合には、この限りでない。

(工事中に第三者に与えた損害)

第39条 乙が、特定公園施設の整備に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対する損害を賠償する責務を負うものとする。この場合におい

て、乙は、損害の内容等を甲に報告しなければならない。

(工事監理業務の実施)

第40条 乙は、自らの責任及び費用負担において、特定公園施設の整備工事にかかる工事監理業務を行うものとし、工事監理業務に関する一切の責任を負担する。

(工事監理報告書の提出)

第41条 乙は、特定公園施設の整備工事の実施中、協定関係書類の定めるところに従い、甲と協議の上、甲の定める期限までに工事監理業務に関する記録簿を工事監理報告書（月報）として作成し、甲に提出しなければならない。

第4章 特定公園施設の譲渡

(所有権移転及び譲渡)

第42条 甲と乙は、特定公園施設の譲渡について、別途、特定公園施設譲渡契約を締結するものとし、かかる契約は特定公園施設の工事着手日より前に締結する。

2 前項の特定公園施設譲渡契約の内容は、原則として設置等指針、「(新)中央町第1公園整備・管理運営事業特定公園施設建設・譲渡契約書（案）」に基づくものとし、引渡日等については、認定公募設置等計画の提案に基づき、甲と乙が協議して定めるものとする。

(契約不適合)

第43条 特定公園施設に係る工事目的物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない事項（以下、「契約不適合」という。）が発見された場合、甲は、乙に対し、修補、代替物の引渡し又は損害賠償を請求することができる。

2 乙が前項の契約不適合責任を負う期間は、特定公園施設の譲渡日を起算日として2年以内とする。ただし、当該契約不適合が、乙の故意又は重大な過失により生じた場合は、特定公園施設の譲渡日を起算日として10年以内とする。

3 甲は、工事目的物が契約不適合により滅失し、又は毀損したときは、前項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損の日から6か月以内に第1項の請求をしなければならない。

4 第1項の規定は、契約不適合が支給材料の性質又は甲の指図により生じたものであるときは、適用しない。

第5章 公募対象公園施設の管理運営

(公募対象公園施設の設置管理許可等手続き)

第44条 乙は、公募対象公園施設の設計業務を完了し、甲の承諾を受けた後、速やかに公募対象公園施設の行政財産使用許可及び設置管理許可の取得等の必要な手続きを行わなければならない。

2 乙は、前項の許可の取得後、速やかに公募対象公園施設の整備工事に着手しなければならない。

3 乙は、公募対象公園施設供用開始日の1週間前までに、次の事項を記載した「公募対象公園施設管理運営計画書」を甲に提出しなければならない。

(1) 運営計画

- ① 運営方針
- ② 運営形態（営業時間・休業日・提供サービス、利用規則など）
- ③ 運営体制（企業構成、責任者、連絡体制など）
- ③ 安全対策（防火・防犯・防災など）
- ④ 環境対策（騒音・振動対策など）

(2) 維持管理計画

- ① 維持管理方針
- ② 清掃など美観の維持
- ③ 建築物、設備等の保守、消防点検等
- ④ 巡視、点検
- ⑤ 警備、巡回（不法・迷惑行為・苦情要望への対応など）

(3) 緊急時の体制及び対応

(4) 職員配置計画

(5) 資金計画及び収支計画

- ① 初期投資計画と工程
- ② 資金計画（キャッシュフロー、資金繰り）及び収支計画（年次）
- ③ 料金設定方針

(6) その他、良好な管理運営に関すること。

(7) 事業内容の報告（年度当初及び大幅な変更の都度）

- ① 第1号から前号までに掲げる事項に関する実施状況
- ② 資金調達計画の実施状況（行う場合）
- ③ 事業計画の実施状況

4 本条の許可の期間は、許可の日から10年以内とする。

5 乙は、認定公募設置等計画に基づき、本条の許可に係る公園使用料（以下、「使用料」という。）を甲に支払う。

6 乙は、前項に規定する使用料を年度ごとに甲が発行する納入通知書に基づき納付しなければならない。

7 乙による使用料の支払いに遅延があった場合、甲は、これを甲乙間の信頼関係が失われた事由とすることができる。

（維持管理及び運営）

第45条 乙は、前条の規定に基づく許可の際に付された許可条件、本協定、公募対象公園施設管理運営計画書、関係法令等に基づき、公募対象公園施設の維持管理及び運営を適切に行うものとする。

(許可の更新)

- 第46条 乙は、第44条第1項の規定に基づく許可の更新を希望する場合は、許可期間満了の1年前までに、書面により甲に対し当該意向を通知するものとする。甲は、第65条第3項に規定する事業評価等により、乙による公募対象公園施設の管理運営が本協定の趣旨に合致していると判断できる場合は、1回に限り、許可の更新を認めることができるものとする。
- 2 乙は、関係法令等の変更により甲が許可を更新しない場合、又は第65条第3項に規定する事業評価等により支障があると判断して許可を更新しない場合、甲に保障や損害賠償を請求することはできない。

(許可の取消し)

- 第47条 甲は、(新)中央町第1公園に関する工事のためやむを得ない事由が生じた場合及びその他法に定める事由が生じた場合においては、法に定めるところに従い、第44条第1項に基づく必要な許可を取り消し、又はその効力を停止し、若しくはその条件を変更することができるものとする。
- 2 前項の場合において、乙に生じた損失に伴う補償については、法その他関係法令の規定に従うものとする。
- 3 甲は、乙が、法その他関係法令又は許可条件に違反した場合は、法に定めるところに従い、第44条第1項に基づく許可を取り消し、又はその効力を停止することがある。この場合においては、乙に損失が生じても、甲は、その補償を行わないものとする。

第6章 特定公園施設の管理運営

(特定公園施設の管理運営業務)

- 第48条 乙は、公園の供用開始日から事業期間終了日までの間、指定管理基本協定、当該事業年度における事項について別に定めた協定（以下「指定管理年度協定」という。）、条例並びに関係法令等のほか、設置等指針及び（新）中央町第1公園指定管理者募集要項を受けて、乙が提案した認定公募設置等計画及び春日部市都市公園の管理運営に係る事業計画書（以下「指定管理事業計画書」）に基づき、公園の管理運営業務を実施するものとする。

第7章 利便増進施設の設置及び管理運営

(利便増進施設の設置及び管理運営)

- 第49条 利便増進施設の設置及び管理運営は、第13条から第27条、第44条から第47条、第72条の規定を準用して行うものとする。この場合において、「公募対象公園施設」を「利便増進施設」に、「設置管理許可」を「占用許可」に、「設置管理許可申請書」を「占用許可申請書」に、「使用料」を「占用料」に、「公募対象公園施設事業計画書」を「利便増進施設事業計画書」に、「公募対象公園施設管理運営計画書」を「利便増進施設管理運営計画書」に、それぞれ読み替えて適用するものとする。

第8章 認定計画提出者の責務と行為の制限等

(乙の遵守事項)

第50条 乙は、事業期間中、本事業を確実に実行し、善良な管理者としての注意をもって事業区域を良好に管理しなければならない。

- 2 乙は、協定関係書類、公募対象公園施設事業計画書、公募対象公園施設管理運営計画書、指定管理事業計画書、利便増進施設事業計画書、利便増進施設管理運営計画書、第44条の規定に基づく許可条件、関係法令等を遵守し、事業区域の安全確保に努めるとともに、適正な維持管理・運営を行わなければならない。
- 3 乙は、本事業における権利義務の全部又は一部について、第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、事前に書面により甲に申請し、承諾を得た場合は、この限りでない。
- 4 乙は、合併、会社分割等により法人格の変動が生じる場合、書面により速やかに甲に通知しなければならない。
- 5 乙は、自己の業務従事者その他関係者に第2項義務を遵守させなければならない。

(管理運営等)

第51条 乙は、その責任と費用負担に基づき、自ら公募対象公園施設、特定公園施設及び利便増進施設の維持管理及び運営を行う。

- 2 公募対象公園施設、特定公園施設及び利便増進施設が汚損、故障、滅失その他通常の使用に支障を生じる事態（以下、「毀損等」という。）が発生した場合、乙は、その責任と費用負担に基づき、清掃又は修繕等の必要な措置を講ずるものとする。ただし、自然摩耗、経年劣化、自然災害その他の自然災害や不可抗力により生じた毀損等については、甲の負担を原則とする。
- 3 公募対象公園施設、特定公園施設及び利便増進施設の維持管理及び運営について防災安全、環境保全など第三者と協議調整等が必要になる場合は、乙が行うものとする。
- 4 乙は、事業区域において、公園利用者が公平かつ平等に施設等を利用できるように十分に配慮するものとする。

(安全対策及び事故等への対応)

第52条 乙は、本事業の実施にあたり、事故又は災害等に対応するための体制を整備し、その体制について書面により甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、（新）中央町第1公園や周辺におけるイベント開催時など、来訪者の混雑が予想される場合の安全対策及び事故等への対応について、甲に協力するものとする。
- 3 本事業の実施中に事故が発生した場合、乙は、当該事故の帰責の如何にかかわらず、直ちに利用者の安全を確保するとともに、事故拡大の防止策を講じるなど、適切かつ迅速な対応を行い、その経過を甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 4 甲は、事故又は災害等の緊急事態が発生した場合、これに対応するため、乙に対し、業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

(行為の制限)

第53条 乙は、公募対象公園施設、特定公園施設及び利便増進施設において、次に定める行為を行うこと又は第三者に行わせることはできない。

- (1) 政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する業務
- (3) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- (4) 騒音や悪臭など、周辺環境を損なうことが予想される行為
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体（以下、「暴力団」という。）及びその利益となる活動を行う者の活動
- (6) 上記の他、公園利用と関連性が低く、甲が必要とみなすことができないと判断する行為

(私権の制限)

第54条 乙は、本協定に基づく権利及び許可等の権利について、第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供することはできない。

- 2 乙は、公募対象公園施設について賃借権その他の権利を設定し、代表法人又は構成法人以外の第三者に担保に供し、又その他の処分をすることはできない。ただし、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 乙は、事業区域の敷地について、借地権その他いかなる権利も主張できない。
- 4 乙は、事業区域の敷地を代表法人又は構成法人以外の第三者に占有させる等、甲の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある一切の行為をしてはならない。

(第三者の使用)

第55条 乙は、公募対象公園施設を構成法人を除く第三者に賃貸する場合、契約内容について事前に甲に確認の上、次の各号に掲げる事項について然るべき措置をとるものとする。なお、賃借人を決定又は変更した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

- (1) 借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に基づく定期建物賃貸借契約によるものとする。
 - (2) 契約期間は、第6条に規定する事業期間内とする。
 - (3) 賃借人に、本協定第44条に基づく許可条件、関係法令等を遵守させる。
 - (4) 甲が許可を取り消した場合若しくは、国、地方公共団体又は公共的団体によって公用又は公共の用に供する必要が生じた場合には、契約期間内であっても、速やかに賃借人との契約を解除する。
 - (5) 賃借人が、賃貸借契約によって生じる権利を第三者に譲渡、転貸又は担保に供することを禁止する。
 - (6) 賃借人との間で発生した紛争等については、乙の責任において一切を処理する。
- 2 乙は、賃借人が第53条第5号に該当する暴力団員であることを知った場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

(事業の調査等)

第56条 甲は、必要と認める場合、乙の費用負担に基づき、本事業の状況について自ら調査を行い、又は乙に報告を求めることができる。

- 2 甲は、前項の調査又は報告により、本事業が適切に実施されていないと認める場合、乙に対し、その改善を指示することができる。
- 3 乙は、甲から前項の指示を受けた場合、その指示に従わなければならない。

(委託等の禁止等)

第57条 乙は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、本事業の一部（運営管理、運営方針の決定等の事業の主たる部分を除く）を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならぬ。
- 3 乙は、前項の規定に基づき委託し、又は請け負わせる場合、当該委託先又は請負先に、本協定、第44条に基づく許可条件、関係法令等を遵守させなければならない。
- 4 乙は、委託又は請け負い先が次の各号に掲げる事項に該当することを知った場合、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する場合
 - (2) 応募申込書の受付日から、本協定の締結までの期間に、甲から指名停止を受けている場合
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始がなされ、競争入札の再認定を受けた者を除く。）、銀行取引停止になっている者等、経営状況が著しく不健全である場合
 - (4) 法人住民税を滞納している場合
 - (5) 消費税及び地方消費税を滞納している場合
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は、法人でその役員が暴力団員に該当する場合、若しくは、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合

(著作権の侵害の防止)

第58条 乙は、作成する成果物及びその関係書類が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを甲に対して保証する。

- 2 乙は、作成する成果物及びその関係書類が第三者の有する著作権等を侵害したときは、これにより第三者に発生した損害を賠償し、又はその他の必要な措置を講ずる。かかる著作権等の侵害に関して、甲が損害の賠償を行い又は費用を負担した場合には、乙は、甲に対し、かかる損害及び費用の全額を補償する。

(特許権等の使用)

第59条 乙は、第三者の特許権等の知的財産権の対象となっている技術等を使用するときは、

その使用に関する一切の責任（ライセンスの取得、ライセンス料の支払い及びこれらに関する発生する費用の負担を含む。）を負わなければならない。

第9章 事業実施にあたっての費用区分等

(リスク分担)

第60条 事業期間中の甲乙のリスク分担は、別表1のとおりとする。なお、別表1に規定するもの以外の事項については、甲乙の協議により決定する。

2 乙は、甲又は第三者によるイベント開催等に伴い、休業等のリスクが発生した場合を含め、いかなる場合においても、甲に営業補償及び休業補償等を請求することはできない。

(損害賠償等)

第61条 甲が第68条第1項により本協定を解除した場合、又はその他乙の責めに帰すべき事由により甲が現実に損害を被った場合（間接損害、弁護士費用等を除く。）、乙は、当該損害を賠償しなければならない。

(第三者に与えた損害)

第62条 乙は、本事業の実施にあたり、第三者と紛争が生じ、又は第三者に損害を与えた場合、自己の責任と費用負担において、その紛争を解決し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた施設等の利用者その他の第三者の求めに応じ、甲がその損害を賠償したときは、甲は乙に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(地震等による損害)

第63条 甲は、地震、火災、風水害、盗難、その他甲の責めに帰すことのできない事由によって乙が被った損害については、賠償する責めを負わない。

2 前項の場合については、乙は当該事由が甲の責めに帰すことのできない事由であることを確認するため、当該事由の発生状況及び損害の内容を明らかにする書類を甲に提出し、承認を得るものとする。

(契約不適合)

第64条 乙は、本協定締結後、別表1に記載されたもの以外で、事業区域内で隠れた契約不適合を発見しても、甲に対し、使用料の減免及び損害賠償その他金銭を請求することはできない。

第10章 事業報告及び評価、事業内容の変更、中止等

(事業の報告及び評価)

第65条 乙は、第44条第3項に規定した公募対象公園施設管理運営計画書及び第48条に規定した指定管理事業計画書を受けて作成した年度別事業計画書を会計年度ごとに作成し、事業実施年度2ヶ月前までに、甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、前項に基づく維持管理・運営状況を記載した「事業報告書」を会計年度ごとに作成し、毎会計年度終了後 40 日以内に甲に提出し、評価を受けなければならない。事業報告書に記載する事項については、甲乙の協議により決定する。
- 3 甲は、事業報告書に基づき、次の各号に掲げる事項について事業評価を行う。ただし、指定管理基本協定に定めるものは除く。
 - (1) 事業提案や本事業の趣旨に沿い、本協定に即した事業内容が展開されていたか。
 - (2) 公募対象公園施設及び特定公園施設の維持管理・運営の不備により、第三者に危害を加えることがなかったか。
 - (3) 公募対象公園施設及び特定公園施設の維持管理・運営を含む) が適切に行われていたか。

(事業内容の変更、一時中止等)

第66条 社会情勢、経済情勢又はその他の事由により、本事業の内容を変更又は一時中止する必要がある場合、乙は、相当の期間を設けて甲と協議を行った上で、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。ただし、開業後の事業内容の変更は、原則、第44条の規定に基づく設置管理許可の更新時に行うものとする。

- 2 甲は、事情により、本協定に基づく事業の実施内容を変更する必要がある場合、乙に協議の上、変更を求めることができる。
- 3 甲は、乙が、本協定、第44条の規定に基づく許可条件、関係法令等に違反するなど、必要があると認める場合、本事業の内容の変更又は一時中止を指示することができる。

(暴力団員による不当要求を受けた場合の報告等)

第67条 乙は、本事業の実施にあたり、暴力団員から妨害又は不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、警察への届け出を行わなければならない。

- 2 乙は、本事業に関して下請負又は受託をさせた者（以下、「下請負人等」という。）が暴力団員から妨害又は不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、下請負人等に対し、警察への届け出を行うように指導しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により報告を受けた甲の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

第11章 協定の解除等

(甲による協定の解除等)

第68条 甲は、第65条第3項による事業評価において、事業継続が不可能と判断された場合のほか、第6条の事業期間にかかるわらず、設置管理許可を取り消し、又は更新しない場合、若しくは、次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合には、本協定を解除することができる。

- (1) 乙が、本協定、第44条の規定に基づく許可条件、関係法令等に違反する行為を行った場合
- (2) 本協定の趣旨に反するなど、本事業の目的から逸脱し、甲からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合
- (3) 甲乙間の信頼関係が失われた場合など、本協定を継続しがたい重大な事由が生じた場合

- (4) 乙が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
 - (5) 乙が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (6) 乙が、監督官庁より営業取消し若しくは停止等の処分を受け、又は自ら営業等を休止若しくは停止した場合
 - (7) 乙又はその構成員が、暴力団員であることが判明した場合
 - (8) 指定管理者の指定について、春日部市議会において否決された場合
 - (9) 本事業の予算（特定公園施設の設計費等、整備費及び指定管理料）について、春日部市議会において否決された場合
- 2 乙は、前項の規定に基づき本協定を解除された場合、既納の使用料の還付、損失補償、損害賠償その他金銭の支払を甲に請求することはできない。

（甲乙の合意による協定の解除等）

第69条 乙は、経営状況など、事業の継続が困難と判断される場合、本協定を解除しようとする日の6か月前までに、甲に対して書面により解除の申請を行った上で、甲乙の協議により、甲が同意した場合に限り、本協定を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定に基づき本協定を解除した場合、既納の使用料の還付を求めるることはできない。
- 3 本協定締結後、天災地変などの不可抗力により、公募対象公園施設が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復するために過分の費用を要する等、本協定に基づく事業が不可能となった場合、甲乙の協議・合意により、本協定を解除することができる。この場合においては、甲は、既納の使用料の全部又は一部を乙に還付することができる。

（協定の解除等の公表）

第70条 甲は、第66条第3項に基づき本事業の内容の変更又は一時中止を指示した場合、又は、第68条第1項に基づき本協定を解除した場合、乙の称号又は名称、所在地、変更等の内容及び理由を公表できる。

- 2 前項の場合において、第68条第1項第7号に該当するときは、その具体的な内容をあわせて公表するものとする。

（認定公募設置等の認定取消し）

第71条 甲が第47条に基づき第44条第1項に基づく許可を取り消した場合、設置管理許可が終了した場合又は本協定の定めに基づき本協定が解除された場合、甲は法に基づく認定公募設置等計画の認定を取り消すものとする。

第12章 原状回復の義務

(原状回復の義務)

第72条 乙は、公募対象公園施設の設置管理許可終了日から事業期間満了日までに、公募対象公園施設の敷地、利便増進施設の敷地並びに都市公園のうち乙の責めに帰すべき事由により汚損、故障、滅失その他通常の使用に支障を生じる事態が発生した部分を原状に回復の上、甲の立会いの下で甲に返還しなければならない。ただし、自然摩耗、経年劣化、自然災害その他の自然災害や不可抗力により生じた毀損等については、甲の負担を原則とする。

- 2 前項の規定に基づく原状回復にかかる費用は、乙が負担する。
- 3 乙が、第1項の規定に基づく原状回復を行う場合、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 乙は、原状回復工事の設計業務について、設計の進捗状況や内容を報告し、甲の承諾を受けること。
 - (2) 原状回復の内容については、設計時に甲と乙が協議して決定する。
 - (3) 乙は、原状回復工事の設計完了後、工事着手までに、設計内容等の必要書類を書面により甲に提出し、甲の承諾を得ること。
 - (4) 乙は、前項における甲の承諾を得た後、原状回復工事に着手することができる。ただし、甲が、事業条件等の内容を満たしていないと判断した場合、甲に対し、設計内容の修正を求めることができる。
 - (5) 乙は、前号の原状回復工事が完了した場合、速やかに甲に報告しなければならない。
 - (6) 甲は、前号による報告を受けた場合、14日以内に完了の検査を実施するものとし、完了の検査の結果、公募対象公園施設及び利便増進施設の原状回復並びに返還時の跡地整備が不十分であると判断する場合には、乙に対して追加の工事等を求めることができる。
 - (7) 甲は、前号の追加の工事等の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。再度の完了検査は、前号の規定を準用して行うものとする。この場合において、「前号による報告」とあるのは、「追加の工事等の完了の報告」と読み替えて適用するものとする。
- 4 前項により、乙が損害を受けることがあっても、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。
- 5 乙は、やむを得ない事情により、第1項ただし書きに規定する期日の変更を必要とする場合、事前に理由を付して、書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。
- 6 乙は、第1項のただし書きにより、新たな事業者に公募対象公園施設や権利を譲渡する場合、新たな事業者が事業に着手するまでに、書面等により誠実に事業の引継ぎを行わなければならぬ。

第13章 補則

(契約の保証)

第73条 乙は、本協定の締結日までに、本協定に基づく乙の義務の履行を保証するため、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合において、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 乙は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第 1 項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 6 項において「保証の額」という。）は、特定公園施設の譲渡対価（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 以上の金額としなければならない。
- 4 被保証債務には、本協定期間中に発生したものほか、解除、終了又は執行後に発生若しくは発見された本協定に起因する債務を含むものとする。
- 5 第 1 項の規定により、乙が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 特定公園施設の譲渡対価の変更があった場合には、保証の額が変更後の特定公園施設の譲渡対価の 100 分の 10 に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。
- 7 甲は、本協定が解除、有効期間の満了その他の理由により終了したときは、第 1 項に基づき納付された契約保証金を、当該時点における乙の甲に対する履行期が到来した未払いの債務があれば当該債務の弁済に充当した上で、残額を乙に返還する。
- 8 前項の規定により返還する契約保証金には、利息を付さない。
- 9 契約保証金又はこれに代わる担保の提供は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（届出義務）

第 74 条 乙は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

- (1) 代表法人又は構成法人の本店所在地、主たる事務所の所在地、商号又は名称を変更した場合
- (2) 代表法人又は構成法人が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
- (3) 代表法人又は構成法人が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (4) 代表法人又は構成法人が、本事業の実施にあたり、地震、火災、風水害、盜難その他の事由により損害を被った場合

(5) 代表法人又は構成法人の所有する施設が、本事業の実施にあたり、滅失又は毀損した場合

(納税義務の履行)

第75条 乙は、本事業の業務に当たり、正しく納税義務を履行するために必要な事項について、書類提出等の手続きを遅滞なく行うものとする。

2 乙は、毎年度終了後、30日以内に次の納税証明書を甲に提出するものとする。

(1) 法人税、消費税及び地方消費税（納税証明その3の3）

(2) 法人都道府県民税、法人事業税

(3) 本店所在地及び春日部市における法人市町村民税、固定資産税及び都市計画税、事業所税

(秘密情報)

第76条 本条において「秘密情報」とは、本協定の履行に関連して当事者が相手方から提供又は閲覧の機会を得た情報であって、書面・電磁的記録その他の媒体の別を問わず、その性質上秘密として取り扱うべき合理的な情報をいう。ただし、以下に該当するものを除く。

(1) 受領時に公知であった情報

(2) 受領後受領者の責に帰さない事由により公知となった情報

(3) 正当権限を有する第三者から適法に取得した情報

(4) 受領した秘密情報によらず独自に開発・取得した情報

2 甲及び乙は、秘密情報を本協定の履行目的の範囲内でのみ使用し、相手方の書面承諾なく第三者に開示又は漏えいしてはならない。関係企業等に秘密情報を提供する場合は、事前に相手方の承諾を得るとともに、本条と同等以上の秘密保持義務を課すこととする。

3 甲及び乙は、秘密情報の保護のため、アクセス権限管理、記録保管、持出・複製の制限、暗号化、廃棄時の復元困難化等、一般に合理的と認められる安全管理措置を講ずる。

4 次の各号に該当する場合、甲及び乙は、必要最小限度で秘密情報を開示できる。

(1) 法令又は条例の規定に基づき開示（公示・縦覧を含む。）が要求される場合

(2) 裁判所、監査委員、議会その他権限ある公的機関から命令・要求された場合

(3) 春日部市情報公開条例（平成17年条例第16号）に基づく開示請求に対する開示が決定された場合

(4) 法令上守秘義務を負う弁護士、公認会計士、税理士その他専門家に対して、本契約の履行に必要な範囲で開示する場合

(5) 前号に基づき開示する場合、可能な限り事前に相手方に通知し、非開示部分の特定やマスキング等について協議する。

5 個人情報の取扱いは、関係法令及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第17号）に従う。当該情報が特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）にいう特定秘密に該当する場合は、同法及びこれに基づく取扱基準に従い、当該法令の優先に服する。

6 秘密情報の受領・複製・提供の記録を作成・保存し、相手方の求めがあれば合理的範囲で提示する。漏えい等の事案が発生又は疑われる場合は、直ちに相手方に報告し、被害拡大防止及び原因究明に協力する。

7 相手方の請求があったとき、又は本協定の終了時には、秘密情報及びその複製物・要約物を

相手方の指示に従い返還又は復元困難な方法で廃棄し、その結果を書面で証明する。ただし、法令・監査上の保存義務に従う保管分を除く。

8 本条の義務は、本協定の有効期間中および終了後5年間又は当該秘密情報が公知となるまでのいずれか遅い時点まで存続する。

(請求、通知等の様式その他)

第77条 甲乙は、本協定並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、説明、回答、申出、承諾、承認、同意、確認、勧告、催告、要請、契約終了通知及び解除（以下総称して「通知等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 甲による乙に対する通知等は、代表法人宛に行うものとし、乙による甲に対する通知等は、代表法人から行うものとする。

3 本協定の履行に関して甲と乙の間で用いる計量単位は、設計図書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めに従う。

4 本協定に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

(管轄裁判所)

第78条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続きの管轄については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属の裁判所とする。また、適用法令は、日本国内法とする。

(補則)

第79条 本協定に規定のない事項又は本協定若しくは本協定に基づく権利義務に関し、疑義が生じた場合、甲乙は、誠意をもって協議するものとする。

2 甲乙の協議の上、必要と認めた場合は、書面により本協定の変更を行うことができる。

[本頁以下余白]

以上を証するため、本協定を●通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙が各1通を保有する。

年　　月　　日

甲　： 埼玉県春日部市中央七丁目2番地1
春日部市
春日部市長 岩谷 一弘

乙　： 代表法人
【 所在地 】
【 商号又は名称 】
【 代表者名 】

(グループで応募の場合)
構成法人
【 所在地 】
【 商号又は名称 】
【 代表者名 】

構成法人
【 所在地 】
【 商号又は名称 】
【 代表者名 】

構成法人
【 所在地 】
【 商号又は名称 】
【 代表者名 】

別表 1

春日都市（新）中央町第1公園公募設置等指針 リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担案 (○: 主 △: 従)		
			市	民間	リスク分担の考え方
共通	公募資料	事業者公募資料の誤り又は変更によるもの	○		公募資料に関するものは、市負担
	提出書類	応募者や認定計画者が提出した資料の誤り		○	提出資料の誤りに関するものは、民間負担
	内容変更	要求水準の変更によるもの	○		要求水準等の変更に関するものは、市負担
	法令変更	認定計画提出者が行う整備・維持管理業務に影響のある法令等の変更	協議事項		認定計画提出者が行う整備・維持管理業務に影響のある法令等の変更に関するものは、別途協議を実施
	税制	消費税（地方消費税を含む）率の変更	協議事項		消費税（地方消費税を含む）率の変更に関するものは、別途協議を実施
		法人税・法人住民税率の変更		○	法人税・法人住民税率の変更に関するものは、民間負担
		事業所税率の変更		○	事業所税率の変更に関するものは、民間負担
		上記以外の整備・管理運営に影響するもの	協議事項		上記以外の整備・管理運営に影響するものは、別途協議を実施
	応募	応募費用に関するもの		○	応募費用に関するものは、民間負担
	許認可遅延	本事業遂行のための許認可の遅延に関するもの	○		市が取得すべき許認可の取得・維持に関するものは、市負担
				○	民間事業者が取得すべき許認可（建築確認等）に関するものは、民間負担
	事業の中止・延期	市の責めに帰すべき事由によるもの	○		市の責めに帰すべき事由は、市負担

段階	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担案 (○：主 △：従)		
			市	民間	リスク分担の考え方
		民間の責めに帰すべき事由によるもの		○	民間の責めに帰すべき事由は、民間負担
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期、臨時休業 ※1	特定公園施設	協議事項		特定公園施設に関するものは、別途協議を実施
		公募対象公園施設		○	公募対象公園施設に関するものは、民間負担
		公募対象公園施設のうち公共的施設に関するものは、別途協議を実施	協議事項		
環境問題	本事業により環境保全に影響するもの		○		市が行う業務に起因するものは、市負担
				○	民間が行う業務に起因するものは、民間負担
近隣対応	本事業実施に対する住民反対運動等に関するもの		○		本事業実施に起因するものは、市負担
				○	民間が行う業務に起因するものは、民間負担
契約締結	契約締結の遅延に関するもの		○		市の責めに帰すべき事由は、市負担
				○	民間の責めに帰すべき事由は、民間負担
金利	設置等予定者決定後の金利変動			○	設置等予定者決定後の金利変動は、民間負担
資金調達	必要な資金確保			○	事業実施のための資金調達は、民間負担
債務不履行	認定計画提出者の実施協定内容の不履行			○	民間の責めに帰すべき事由は、民間負担
	認定計画提出者の事業放棄、破綻によるもの及び無許可での選定事業者の変更			○	民間の責めに帰すべき事由は、民間負担

段階	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担案 (○：主 △：従)		
			市	民間	リスク分担の考え方
		認定計画提出者の責めにより最終期限日までに工事が完成せず契約解除に至った場合		○	民間の責めに帰すべき事由は、民間負担
		市の実施協定内容の不履行	○		市の責めに帰すべき事由は、市負担
	民間施設	民間施設の設計・建設・維持管理・運営に関するもの		○	民間施設に関するものは、民間負担
	情報の安全管理	市の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩による賠償責任	○		市の責めに帰すべき事由は、市負担
		認定計画提出者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩による賠償責任		○	民間の責めに帰すべき事由は、民間負担
	資料等の損失	認定計画者として注意義務を怠ったことによるもの		○	民間の責めに帰すべき事由は、民間負担
		上記以外に予見できないもの	○		市の責めに帰すべき事由は、市負担
	その他	構成員や協力企業の指名停止		○	民間の責めに帰すべき事由は、民間負担
		構成員の変更	協定書に設定		構成員の変更に関するものは、別途協定書に設定
設計	設計変更	市の責めに帰すべき事由によるもの	○		市の提示条件、指示の不備等によるものは、市負担
		民間の責めに帰すべき事由によるもの		○	民間の判断による設計変更等によるものは、民間負担

段階	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担案 (○：主 △：従)		
			市	民間	リスク分担の考え方
建設	対策工事遅延	本事業遂行のための対策工事の遅延に関するもの	○		市の責めに帰すべき事由は、市負担
				○	民間の責めに帰すべき事由は、民間負担
用地		市が事前に把握し、情報公開しているもの		○	事前に公表している内容に起因するものは、民間負担
		上記以外に予見できないもの	○		上記以外に予見できないものは、市負担
調査・測量		事前に情報公開しているもので、予見できるもの		○	事前に情報公開しており、予見できる内容に起因するものは、民間負担
		上記以外に予見できないもの	○		上記以外に予見出来ないものは、市負担
土壤汚染		土壤汚染が発見された場合の費用負担及び措置※2		○	事前に公表している内容に起因知るものは、民間負担
			○		上記以外に予見できないものは、市負担
地下埋設物・残置物		事前に情報公開しているもので、予見できるもの以外		○	事前に情報公開しているもので、予見できるものは、民間負担
			○		上記以外に予見できないものは、市負担
工事監理		工事監理に関するもの		○	工事監理は民間の業務範囲のため、民間負担
性能		要求水準未達(施工不良含む)によるもの		○	要求水準未達による追加費用は、民間負担
工事遅延		市の責めに帰すべき事由によるもの	○		市の指示等によるものは、市負担
		民間の責めに帰すべき事由によるもの		○	民間の判断等によるものは、民間負担

段階	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担案 (○：主 △：従)		
			市	民間	リスク分担の考え方
段階	工事費 増大	市の責めに帰すべき事由によるもの	○		市の指示等によるものは、市負担
		民間の責めに帰すべき事由によるもの		○	民間の判断等によるものは、民間負担
	施設の 損傷	譲渡前の工事目的物や材料他、関連工事に関する損害		○	譲渡前の施設損傷は、民間負担
	第三者 賠償	建設工事における市の責めに帰すべき事由による第三者への損害	○		市の指示等に起因する場合は、市負担
		建設工事における民間の責めに帰すべき事由による第三者への損害		○	上記以外は、民間負担
	物価変動	建設期間中の物価変動	△	○	物価変動の一定程度を超える増減は、特定公園施設の建設・譲渡契約を起点とし、各種指標に基づき見直しを行う
	性能	要求水準未達によるもの		○	要求水準未達の場合は、民間負担
	維持管理・ 運営費増大	市の責めに帰すべき事由による費用増大	○		市の責めに帰す場合は、市負担
		民間の責めに帰すべき事由による費用増大		○	民間の責めに帰す場合は、民間負担
段階	損害賠償 (特定公園 施設)	施設、機械等の不備による事項	協議事項		施設、機械等の不備に関するものは、別途協議を実施
		施設管理上の契約内容に適合しないものによる事項		○	民間の責めに帰す場合は、民間負担

段階	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担案 (○：主 △：従)		
			市	民間	リスク分担の考え方
損害賠償 (公募対象 公園施設)	施設、機械等の不備による事項		○		民間施設に関するものは、民間負担
	施設管理上の契約内容に適合しないものによる事項		○		民間施設に関するものは、民間負担
民間施設の 損傷	民間施設の損傷に関するもの	○			市の責めに帰すべき事由の場合は、市負担
			○		民間事業者に帰すべき事由の場合は、民間負担
			○		不可抗力事由と同じ
警備	認定計画提出者の警備不備によるもの		○		民間の責めに帰す場合は、民間負担
運営	施設、機械等の不備、または施設管理上の契約の内容に適合しないもの並びに火災等の事故による臨時休館等に伴う営業リスク		○		民間の責めに帰す場合は、民間負担
	市の指示による一時的な営業時間の短縮に伴う運営リスク	○			市の指示等によるものは、市負担
第三者 賠償	維持管理・運営業務における市の責めに帰すべき事由による第三者への損害	○			市の責めに帰すべき事由の場合は、市負担
	維持管理・運営業務における民間の責めに帰すべき事由による第三者への損害		○		民間の責めに帰すべき事由の場合は、民間負担(第三者賠償保険への加入義務)
引継ぎコスト	施設運営の引継ぎ費用の負担		○		施設運営の引継ぎに関するコストは、民間負担

段階	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担案 (○：主 △：従)		
			市	民間	リスク分担の考え方
原状回復	施設競合	競合施設による利用者減、収益減		○	施設競合リスクは民間施設に起因するため、民間負担
	需要	利用者の変動や民間テナントによる収入の増減		○	需要リスクは民間施設に起因するため、民間負担
	物価変動リスク	維持管理・運営期間中の物価変動	△	○	物価変動の一定程度を超える増減は、募集要項等の公表時等を起点とし、物価指数に基づき見直しを行う
	原状回復	公募対象公園施設の撤去に伴う諸費用、及び諸手続きに関するもの		○	公募対象公園施設に関するものは、民間負担
		公募対象公園施設跡地の原状回復に関するもの		○	公募対象公園施設に関するものは、民間負担

※1 自然災害等による不可抗力への対応例

- ・災害により施設が損傷した場合は、認定計画提出者で応急復旧する
- ・特定公園施設、公募対象公園施設が復旧困難な被害を受けた場合、公園管理者は、認定計画提出者に対して当該施設等に関する業務の停止を命じることがある
- ・災害発生時に、公園を避難場所として使用する場合など災害対応のために必要な場合、公園管理者は、認定計画提出者に対して公募対象公園施設の業務の一部又は全部を命じることがある
- ・業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても、公園管理者は認定計画提出者の運営する公募対象公園施設の休業補償は行わない

※2 土壤汚染が発見された場合の措置とは、土壤汚染対策法に基づく、土壤汚染状況調査、汚染除去等計画の提出、その他措置に係る行為

別紙1 事業区域

【「春日部市（新）中央町第1公園公募設置等指針 図1 事業対象地位置図】



図 1 事業対象地位置図

別紙2 事業日程（第6条関係）

1. 本協定の有効期間（協定期間）	本協定締結日から令和●年●月●日まで (以下、協定期間終了を「本協定終了日」という。)
2. 認定公募設置等計画の認定日	令和●年●月●日
3. 認定公募設置等計画の有効期間	令和●年●月●日から本協定終了日まで
4. 公募対象公園施設の整備工事期間	令和●年●月●日から令和●年●月●日まで (公園設置前の公募対象公園施設の予定施設の整備工事期間を含む。)
5. 公募対象公園施設の供用開始予定日	令和●年●月●日
6. 公募対象公園施設の管理運営期間	令和●年●月●日から令和●年●月●日まで
7. 公募対象公園施設の撤去期間	令和●年●月●日から本協定終了日まで
8. 特定公園施設の整備工事期間	令和●年●月●日から令和●年●月●日まで (公園設置前の特定公園施設の予定施設の整備工事期間を含む。)
9. 特定公園施設の引渡予定日	令和●年●月●日 (以下、「特定公園施設の引渡日」という。)
10. 特定公園施設の管理期間	特定公園施設の引渡日から本協定終了日まで
11. 利便増進施設の整備工事期間	令和●年●月●日から令和●年●月●日まで (公園設置前の利便増進施設の予定施設の整備工事期間を含む。)
12. 利便増進施設の供用開始予定日	令和●年●月●日
13. 利便増進施設の管理運営期間	令和●年●月●日から令和●年●月●日まで
14. 利便増進施設の撤去期間	令和●年●月●日から本協定終了日まで

※ 本事業日程については、認定公募設置等計画の内容及び認定計画提出者との協議により決定します。

別紙3 乙が付す保険（第8条関係）

乙は、本協定第8条の規定するところにより、乙の責任と費用負担により以下の保険（又は類似の機能を有する保証、共済等を含む。）を付保するものとする。ただし、その他の保険を付保することを妨げるものではない。

1 工事期間

(1) 工事目的物、工事材料及び仮設物等に生じる損害を填補する保険

- ① 建設工事保険（建築工事がある場合など必要に応じて）
- ② 土木工事保険
- ③ 組立保険（必要に応じて）
- ④ 火災保険

(2) 工事の施工に伴い第三者に与えた損害を填補する保険

- ① 第三者賠償責任保険

(3) 工事作業員・作業員の身体損害を填補する保険

- ① 法定外の労災保険

2 管理運営期間

(1) 公募対象公園施設及び利便増進施設に生じる損害を填補する保険

- ① 火災保険

(2) 公募対象公園施設及び利便増進施設の管理運営に伴い第三者に与えた損害を填補する保険

- ① 第三者賠償責任保険

(3) 公園施設（公募対象公園施設を除く。）の管理運営に伴い第三者に与えた損害を填補する保険

- ① 施設賠償責任保険（被保険者に甲も含める。）
- ② 利用者に係る傷害保険

乙は、前2項の保険契約を締結したときはその保険証券又は付保証明書その他付保を証明する文書を直ちに甲に提出するものとする。

乙は、保険契約の締結後、甲の承認なく保険契約の変更又は解約することはできない。

別紙4 設計図書等（第14条、第28条関係）

1 第14条関係

（1）建築物

- ・建築基準法第6条及び同法施行規則第1条の3の規定による申請図書の写し
- ・建築基準法第18条第3項の規定による確認済証

（2）建築物以外

以下の内容の設計図書等

- ・施工位置図・案内図
- ・現況図
- ・施設平面図
- ・造成平面図
- ・割付寸法図
- ・植栽平面図
- ・雨水排水平面図
- ・各種設備平面図
- ・造成断面図
- ・各施設構造図
- ・図面に基づく数量計算書等
- ・設計の検討に伴う応力や容量の計算書

2 第28条関係

（1）建築物

- ・建築基準法第6条及び同法施行規則第1条の3の規定による申請図書の写し
- ・建築基準法第18条第3項の規定による確認済証

（2）基本設計及び実施計画

- ・一般社団法人ランドスケープコンサルタント協会が公表している直近年度の「ランドスケープコンサルタント業務における標準業務・報酬積算ガイドライン」に掲げる当該業務による成果品